

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【計算期間】	第11期特定期間（自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日）
【ファンド名】	日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
【電話番号】	03 - 6711 - 9200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は1兆円です。なお、委託会社は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 海外 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

- 1 . 単位型投信・追加型投信
による商品分類

追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 2 . 投資対象地域による
商品分類

海外
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 3 . 投資対象資産
(収益の源泉)による
商品分類

株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファ ンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式一般)) 資産複合 ()				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

<属性区分定義>

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式 一般））
- 決算頻度による属性区分 : 年6回（隔月）
目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分 : アジア、オセアニア及び中近東（中東）
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域、オセアニア地域及び中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分 : ファンド・オブ・ファンズ
一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジによる属性区分 : 為替ヘッジなし
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

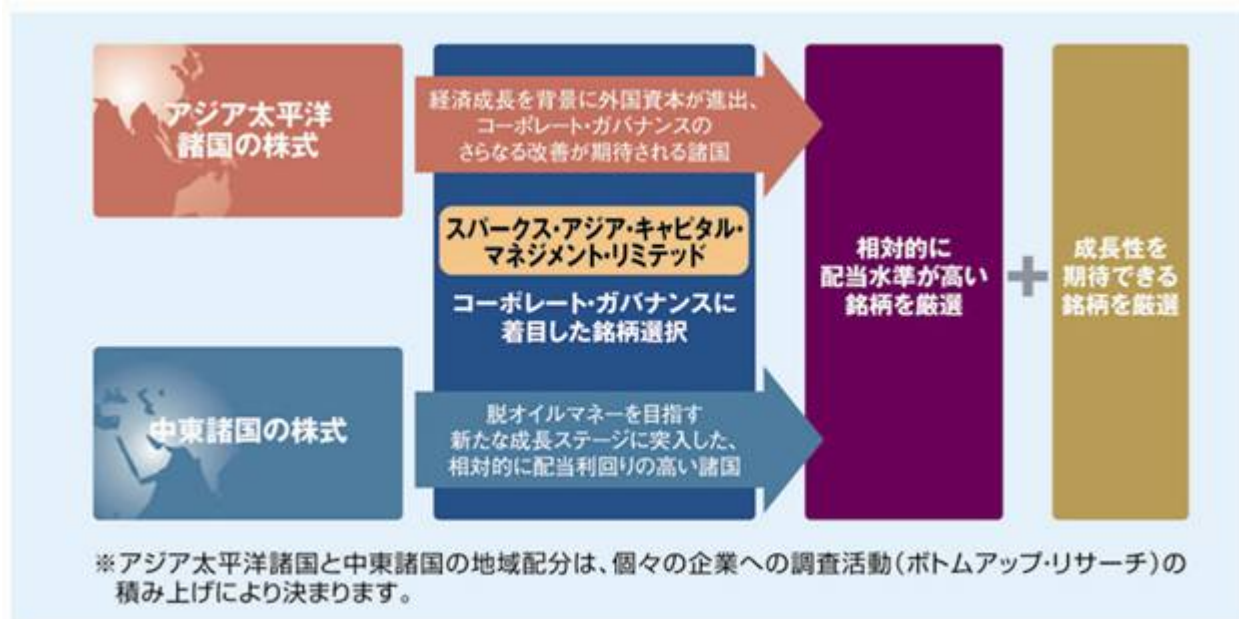
ファンドの特色

1. アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。
 - 世界経済を牽引しているアジア太平洋諸国と今後急速な発展が期待される中東諸国の株式に注目します。
 - アジア太平洋諸国および中東諸国の株式への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
 - 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
2. 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時（各月10日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行うことを目指します。
3. アジアのオルタナティブ運用において世界最大級のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。
 - アジア地域に特化したオルタナティブ運用で培った運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行います。
 - 香港に拠点を構え、アジア中東諸国に根ざした投資活動を行います。

ファンドにおける収益の源泉

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式からコーポレート・ガバナンスに着目、地域特性を勘案して厳選した銘柄に投資を行い、高水準のインカム・ゲインの追求を目指します。

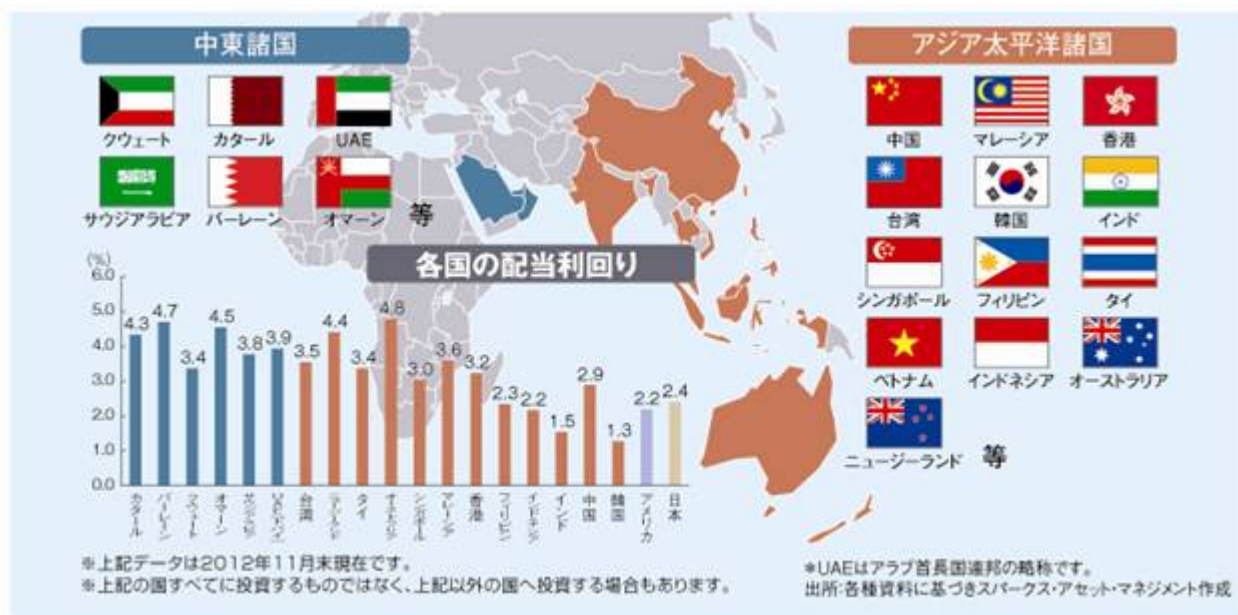
また、投資機会を広げることでキャピタル・ゲインの獲得を目指します。



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

主な投資対象国

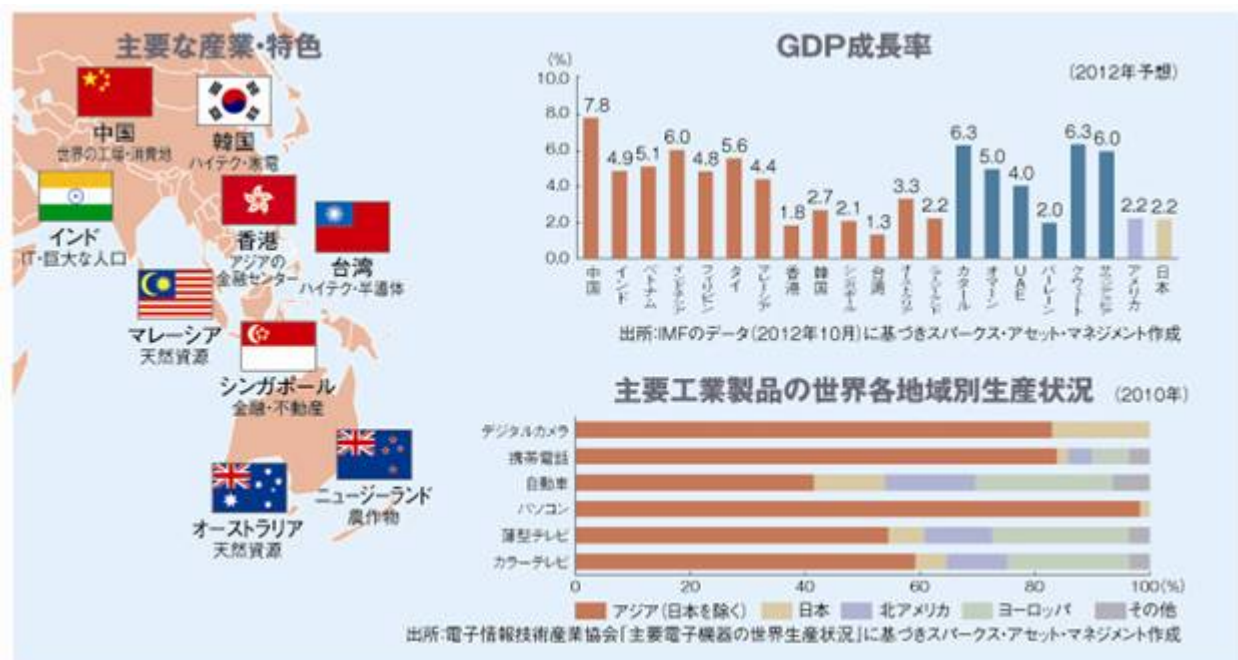
世界経済を牽引している「アジア太平洋諸国」と今後急速な発展が期待される「中東諸国」に注目します。



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

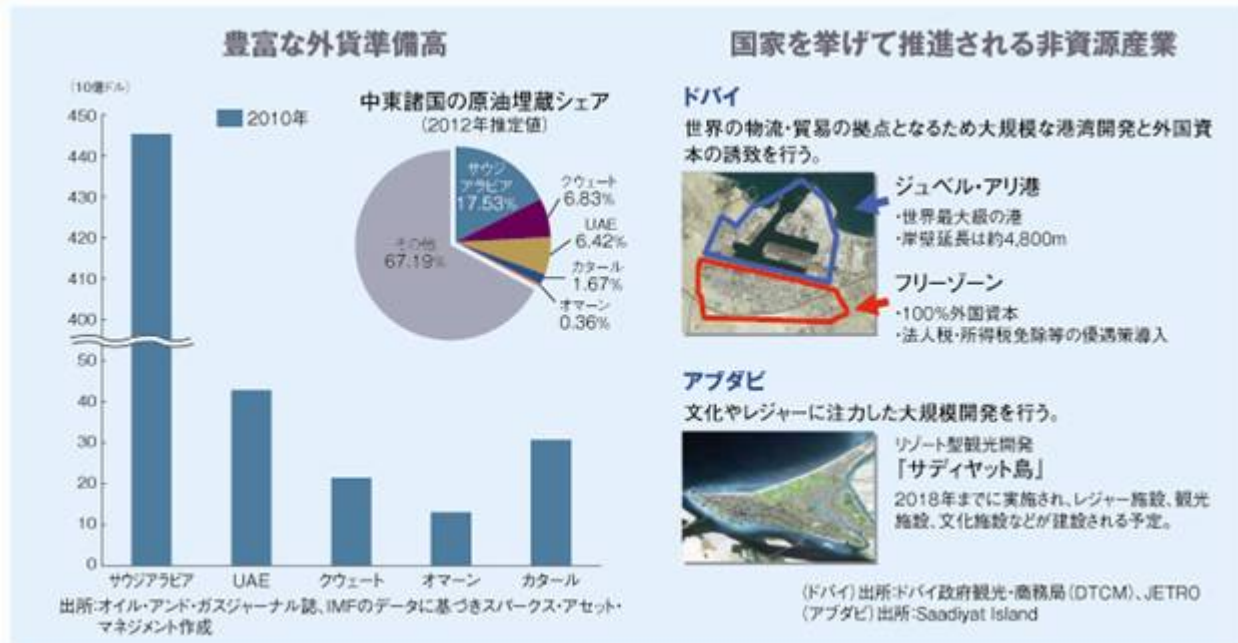
アジア太平洋諸国の現状（ご参考）

アジア太平洋諸国は、豊富な労働力を背景に「世界の工場」から「世界の消費地」へ飛躍をとげ、世界経済を牽引しています。



中東諸国の現状（ご参考）

豊富な天然資源を背景に高い成長をとげてきた中東諸国は、非資源産業の育成により新たな成長のステージに突入しています。



株式市場の推移（ご参考）



(2)【ファンドの沿革】

平成19年11月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

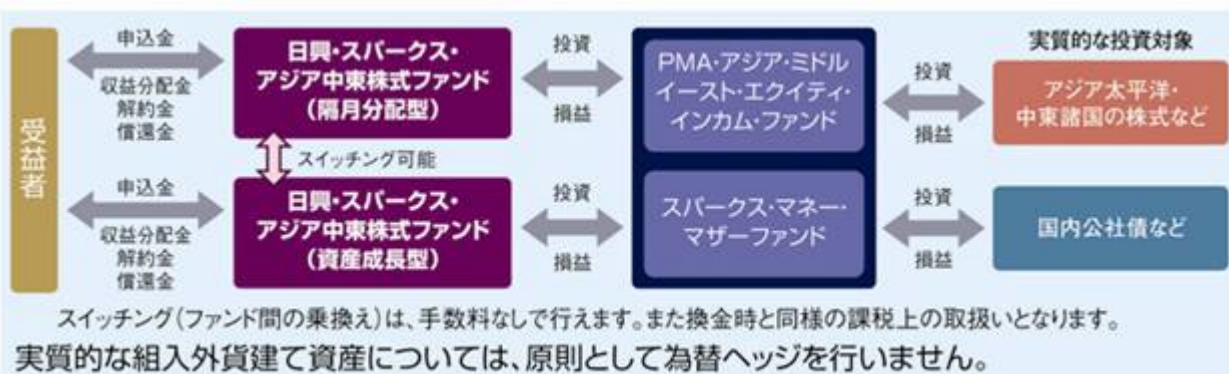
(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

主に投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式等を実質的に投資を行います。

スイッチング

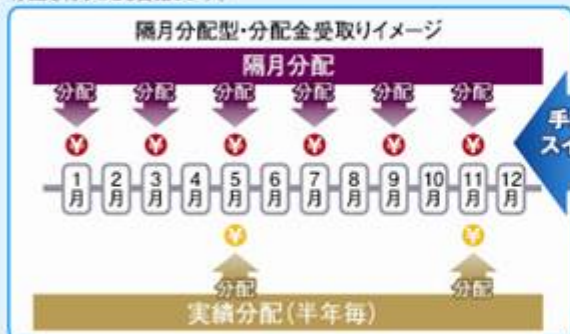
「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」と「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」との間で、スイッチングを行うことができます。スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申し込みいただきます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



分配金を定期的に受け取りたい

『隔月分配型』

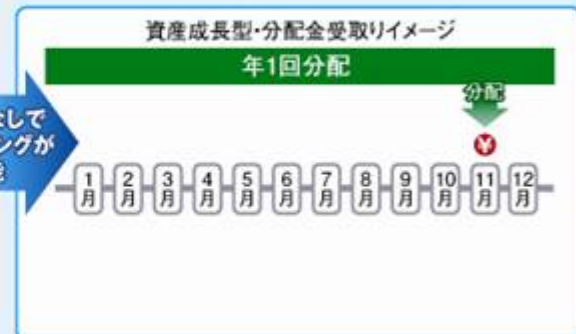
インカム収益を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時(各月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行うことを目指します。毎年5月、11月の決算時には、隔月の分配相当額に加え基準価額水準等を勘案し、キャピタル・ゲイン等(為替差益を含む)を原資とした実績分配を行うことを目指します。



資金の流出を抑えて運用効率のアップを目指す

『資産成長型』

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。



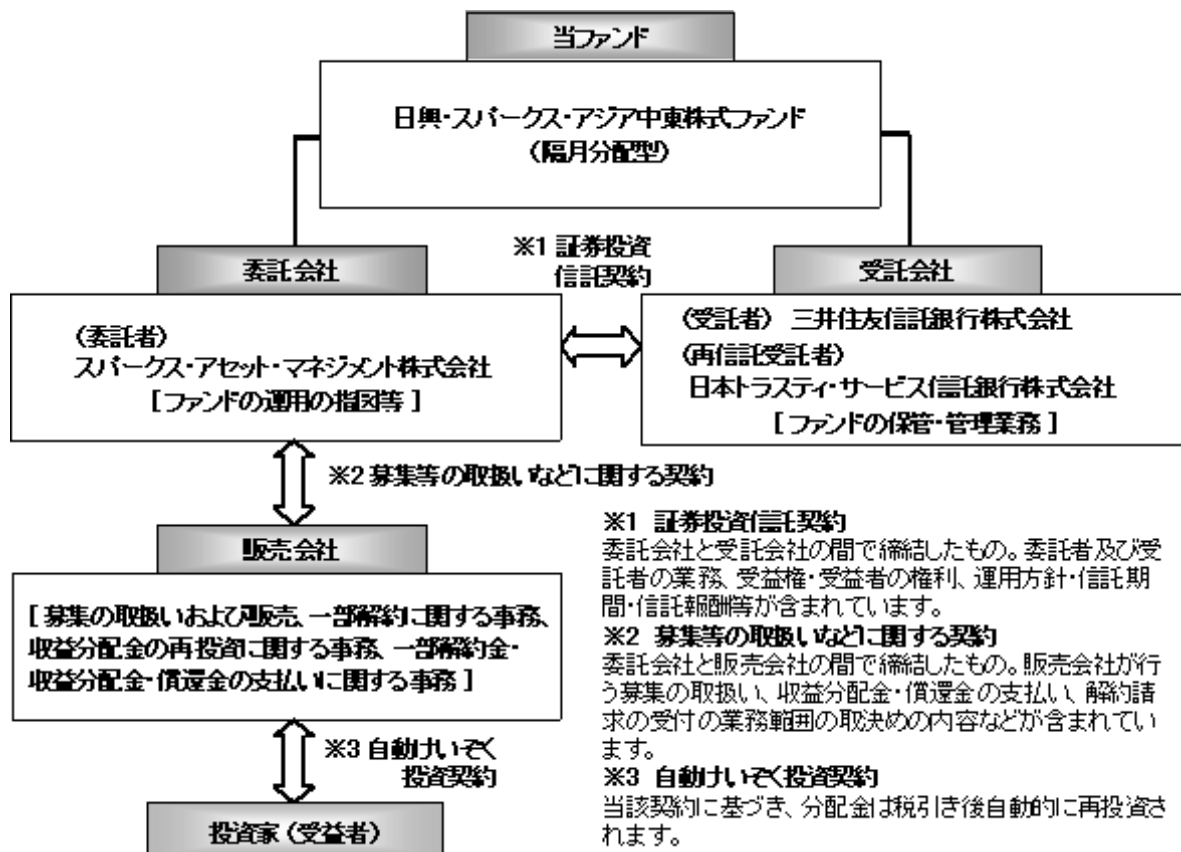
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

隔月分配型と資産成長型は手数料なしでスイッチングが可能です。

スイッチングは、換金時と同様の課税上の取扱いとなります。

※スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申し込みいただきます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成25年5月末日現在）

b. 会社の沿革

- 平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。
- 平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。
- 平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c. 大株主の状況（平成25年5月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ケイマン籍円建外国投資法人 PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド
証券投資信託 スパークス・マネー・マザーファンド受益証券
- ・投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

- 1．この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
 - 1）有価証券
 - 2）金銭債権
 - 3）約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1）為替手形

追加的記載事項 投資対象とする投資信託証券の概要

．PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド（ケイマン籍証券投資法人）	
運用の基本方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
主な投資制限	1 銘柄の組入は、原則として組入時の純資産総額の10%を限度とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
収益分配	平成20年4月末以降、毎年4月末、6月末、8月末、10月末、12月末、2月末を基準日として、基準価額水準、市況動向等を勘案し、収益分配を行います。
信託報酬	運用報酬は純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他の費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年12月3日
管理運用会社	スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

．スパークス・マネー・マザーファンド（証券投資信託）	
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目標として安定運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保を図ります。
主な投資制限	株式（新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	なし
信託報酬	なし
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他費用	有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年11月30日
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社

投資対象とする有価証券（約款第15条第1項）は以下の通りです。

- 1．短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4．投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）

なお、１．を以下「公社債」といい、３．および４．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（約款第15条第２項）は以下の通りです。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、１．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

アジアのオルタナティブ運用において世界最大級のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。

委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

- 日本で数少ない独立系資産運用会社
- 親会社であるスパークス・グループは、資産運用会社としては、日本で初の上場企業、2001年12月JASDAQ上場（8739）
- スパークスは、アジアのオルタナティブ投資では世界最大級の資産運用グループ
- 欧米、中東などのグローバルな顧客基盤

投資先ファンドの運用会社

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

- SPARXグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする資産運用会社
- 香港に拠点を構え、プロフェッショナルを配置
- リスク管理に重点を置いており、独立した組織として運営

当ファンドでは、平成25年5月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

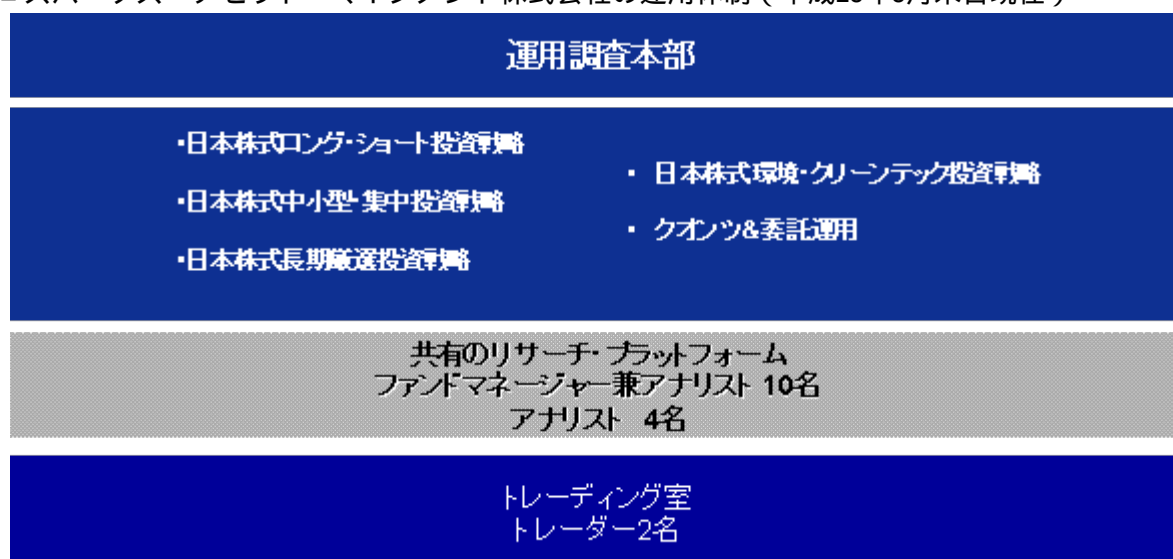
意思決定プロセス

1. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
2. ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

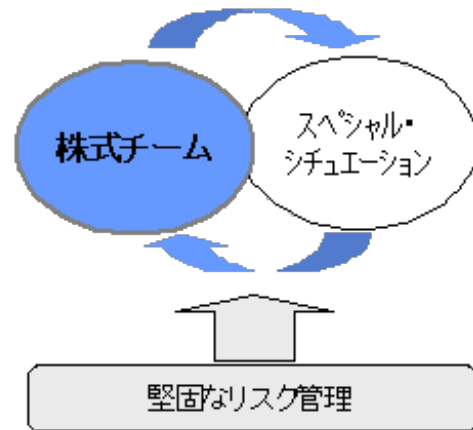
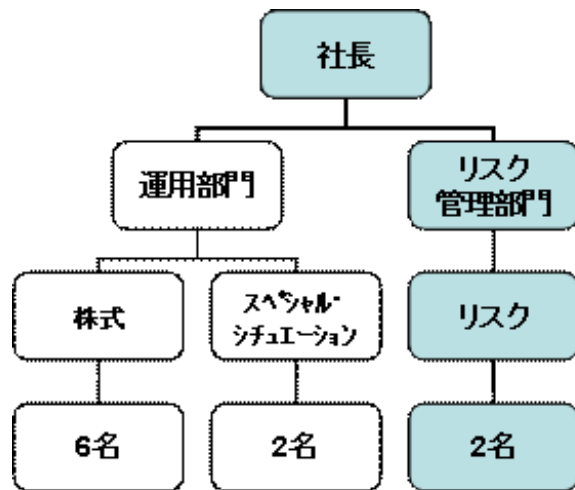
受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

■ スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成25年5月末日現在）



■ スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドにおける運用体制（平成24年11月末日現在）

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、香港を本拠地とするS P A R Xグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする資産運用会社です。リスク管理およびプロセスに重点を置いており、それらを独立した組織として運営しています。



〔運用チーム間で緊密なコミュニケーション〕

(4) 【分配方針】

年6回の決算時（毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

（1）分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

（3）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- 1）投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。

（約款 運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限 ）

- 2）外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限 ）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- 3）投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限 ）

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

- 4）有価証券先物取引等への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限 ）

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

- 5）資金の借入れ（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

1) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある外国株式などを投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。従って、預金保険の対象外です。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 新興国市場への投資リスク

当ファンドは、実質的に新興国市場への投資も行います。新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

(3) 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

(4) 流動性リスク

当ファンドは流動性の低い資産に投資をする場合があります。市場規模や取引量が少ない場合、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、重大な損失が生じる場合があります。

(5) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(7) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象の一つとする「スパークス・マネー・マザーファンド」は、本邦通貨表示の短期の公社債を中心に投資を行いますので、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となることがあります。

<その他の留意点>

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に設定・解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的に当ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

当ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

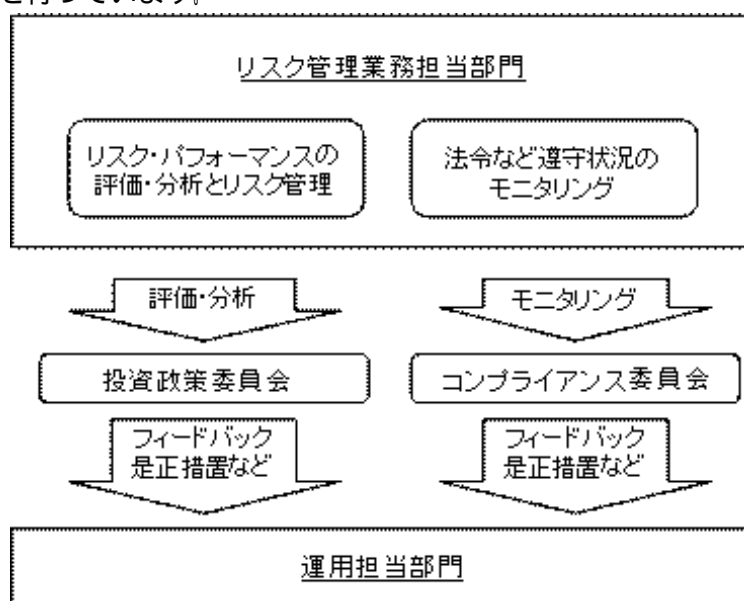
●購入・換金等に関する留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
- ・信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<リスクの管理体制>

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成25年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<ご参考> PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの管理体制

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドでは、リスク管理部門が、リスク管理に携わっています。リスク管理部門は、日々ベースで、ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスクならびにパフォーマンス分析など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

上記リスク管理体制は平成24年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手

数料はかかりません。

「スイッチング」による購入申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.89775%（税抜0.855%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.1785% （税抜0.17%）	年0.6825% （税抜0.65%）	年0.03675% （税抜0.035%）

信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<投資対象とする外国投資信託>

「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」における運用報酬は、純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。

<実質的な負担>

受益者が実質的にご負担いただく信託報酬率（概算）は1.89775%程度（税込）となります。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける実際の当該ファンドの組入れ状況や純資産額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

ファンドは以下の費用も負担します。

1. 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書（訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8. 会計監査費用

委託者は、前項の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年10,000分の10の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

前項の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、下記の通り、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%）となります。平成26年1月1日以降は20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%）となります。平成26年1月1日以降は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税7.147%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成26年1月1日以降は、15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成25年5月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

上記は、平成25年5月末日現在のもので、平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

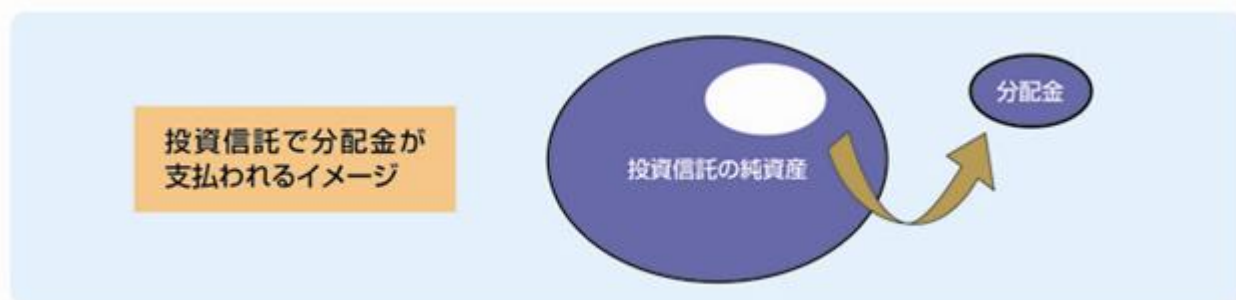
法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

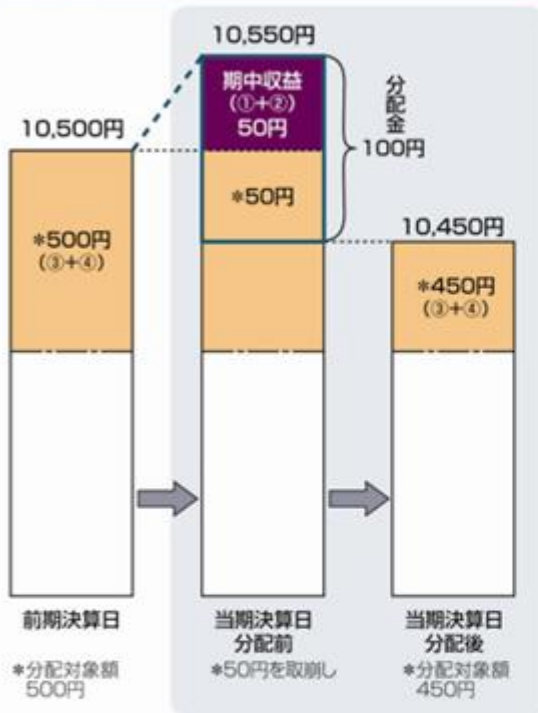
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



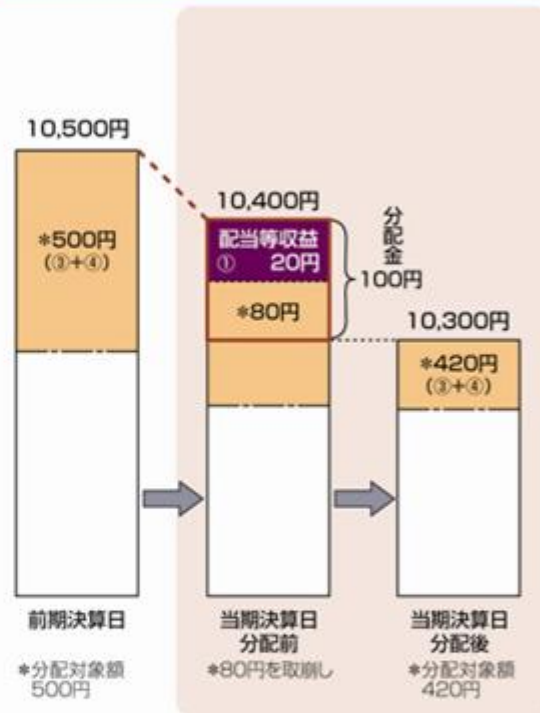
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



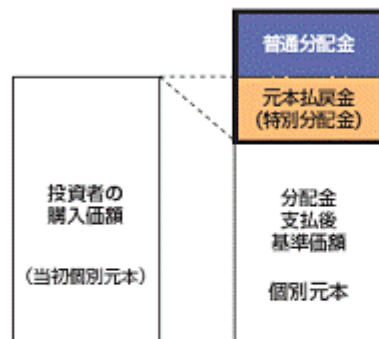
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)
- ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- ③分配準備積立金
- ④収益調整金

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

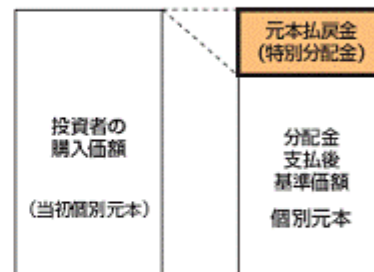
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) 分配金)の額だけ減少します。

5【運用状況】

以下は2013年5月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン諸島	8,446,313,460	98.36
親投資信託受益証券	日本	33,538,472	0.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		107,656,474	1.25
合計(純資産総額)		8,587,508,406	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価(円) 下段：評価単価(円)	上段：簿価金額(円) 下段：評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	-	941,618	9,112.00 8,970.00	8,580,023,216 8,446,313,460	98.36
2	日本	親投資信託受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	-	33,157,165	1.0115 1.0115	33,538,472 33,538,472	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	-	0.39
投資証券	外国	-	98.36
合計			98.75

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・マネー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	19,999,499	59.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,551,014	40.39

合計(純資産総額)	33,550,513	100.00
-----------	------------	--------

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

特定期間	期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特 定期間	1期	(2008年1月10日)	72,025,840,946	72,025,840,946	0.9669	0.9669
	2期	(2008年3月10日)	68,441,080,820	68,441,080,820	0.8583	0.8583
	3期	(2008年5月12日)	71,437,137,503	71,950,039,526	0.9053	0.9118
第2特 定期間	4期	(2008年7月10日)	64,464,435,567	64,957,822,697	0.8493	0.8558
	5期	(2008年9月10日)	55,716,843,745	56,183,960,714	0.7753	0.7818
	6期	(2008年11月10日)	32,374,960,150	32,811,634,118	0.4819	0.4884
第3特 定期間	7期	(2009年1月13日)	27,182,662,451	27,585,369,243	0.4387	0.4452
	8期	(2009年3月10日)	23,942,538,085	24,308,875,713	0.4248	0.4313
	9期	(2009年5月11日)	28,596,559,313	28,823,539,678	0.5669	0.5714
第4特 定期間	10期	(2009年7月10日)	25,666,955,640	25,872,233,166	0.5627	0.5672
	11期	(2009年9月10日)	24,922,893,543	25,103,116,398	0.6223	0.6268
	12期	(2009年11月10日)	22,874,604,300	23,035,225,322	0.6409	0.6454
第5特 定期間	13期	(2010年1月12日)	21,960,314,132	22,105,815,846	0.6792	0.6837
	14期	(2010年3月10日)	19,904,501,951	20,042,098,267	0.6510	0.6555
	15期	(2010年5月10日)	18,096,041,868	18,222,068,995	0.6461	0.6506
第6特 定期間	16期	(2010年7月12日)	16,403,755,990	16,522,522,999	0.6215	0.6260
	17期	(2010年9月10日)	15,143,419,049	15,252,572,452	0.6243	0.6288
	18期	(2010年11月10日)	15,033,863,860	15,134,753,360	0.6706	0.6751
第7特 定期間	19期	(2011年1月11日)	14,145,357,799	14,237,833,530	0.6883	0.6928
	20期	(2011年3月10日)	12,947,400,518	13,034,778,506	0.6668	0.6713
	21期	(2011年5月10日)	12,556,238,679	12,640,072,603	0.6740	0.6785
第8特 定期間	22期	(2011年7月11日)	11,970,110,771	12,048,533,024	0.6869	0.6914
	23期	(2011年9月12日)	10,169,196,722	10,243,557,672	0.6154	0.6199
	24期	(2011年11月10日)	9,574,584,728	9,645,281,082	0.6094	0.6139
第9特 定期間	25期	(2012年1月10日)	8,826,523,185	8,894,668,888	0.5829	0.5874
	26期	(2012年3月12日)	9,694,272,670	9,759,756,619	0.6662	0.6707
	27期	(2012年5月10日)	8,822,985,649	8,885,740,472	0.6327	0.6372
第10特 定期間	28期	(2012年7月10日)	8,365,776,207	8,426,894,610	0.6160	0.6205
	29期	(2012年9月10日)	8,199,163,788	8,257,860,654	0.6286	0.6331
	30期	(2012年11月12日)	8,211,057,158	8,267,469,755	0.6550	0.6595
第11特 定期間	31期	(2013年1月10日)	9,221,354,685	9,276,124,302	0.7576	0.7621
	32期	(2013年3月11日)	9,303,216,403	9,353,522,546	0.8322	0.8367
	33期	(2013年5月10日)	9,039,950,444	9,084,511,055	0.9129	0.9174

	2012年5月末日	8,210,565,809	—	0.5956	—
	2012年6月末日	8,216,622,808	—	0.6031	—
	2012年7月末日	8,228,820,635	—	0.6124	—
	2012年8月末日	8,243,584,614	—	0.6243	—
	2012年9月末日	8,150,743,829	—	0.6306	—
	2012年10月末日	8,258,503,375	—	0.6546	—
	2012年11月末日	8,568,693,061	—	0.6900	—
	2012年12月末日	8,902,451,311	—	0.7286	—
	2013年1月末日	9,486,359,310	—	0.7965	—
	2013年2月末日	8,972,835,827	—	0.7958	—
	2013年3月末日	8,955,632,705	—	0.8176	—
	2013年4月末日	8,911,931,459	—	0.8818	—
	2013年5月末日	8,587,508,406	—	0.8986	—

【分配の推移】

特定期間	期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
第1特定期間	1期	自 2007年11月30日	至 2008年1月10日	0.0000
	2期	自 2008年1月11日	至 2008年3月10日	0.0000
	3期	自 2008年3月11日	至 2008年5月12日	0.0065
第2特定期間	4期	自 2008年5月13日	至 2008年7月10日	0.0065
	5期	自 2008年7月11日	至 2008年9月10日	0.0065
	6期	自 2008年9月11日	至 2008年11月10日	0.0065
第3特定期間	7期	自 2008年11月11日	至 2009年1月13日	0.0065
	8期	自 2009年1月14日	至 2009年3月10日	0.0065
	9期	自 2009年3月11日	至 2009年5月11日	0.0045
第4特定期間	10期	自 2009年5月12日	至 2009年7月10日	0.0045
	11期	自 2009年7月11日	至 2009年9月10日	0.0045
	12期	自 2009年9月11日	至 2009年11月10日	0.0045
第5特定期間	13期	自 2009年11月11日	至 2010年1月12日	0.0045
	14期	自 2010年1月13日	至 2010年3月10日	0.0045
	15期	自 2010年3月11日	至 2010年5月10日	0.0045
第6特定期間	16期	自 2010年5月11日	至 2010年7月12日	0.0045
	17期	自 2010年7月13日	至 2010年9月10日	0.0045
	18期	自 2010年9月11日	至 2010年11月10日	0.0045
第7特定期間	19期	自 2010年11月11日	至 2011年1月11日	0.0045
	20期	自 2011年1月12日	至 2011年3月10日	0.0045
	21期	自 2011年3月11日	至 2011年5月10日	0.0045
第8特定期間	22期	自 2011年5月11日	至 2011年7月11日	0.0045
	23期	自 2011年7月12日	至 2011年9月12日	0.0045
	24期	自 2011年9月13日	至 2011年11月10日	0.0045
第9特定期間	25期	自 2011年11月11日	至 2012年1月10日	0.0045
	26期	自 2012年1月11日	至 2012年3月12日	0.0045
	27期	自 2012年3月13日	至 2012年5月10日	0.0045
第10特定期間	28期	自 2012年5月11日	至 2012年7月10日	0.0045
	29期	自 2012年7月11日	至 2012年9月10日	0.0045
	30期	自 2012年9月11日	至 2012年11月12日	0.0045

第11特定期間	31期	自 2012年11月13日	至 2013年1月10日	0.0045
	32期	自 2013年1月11日	至 2013年3月11日	0.0045
	33期	自 2013年3月12日	至 2013年5月10日	0.0045

【収益率の推移】

特定期間	期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
第1特定期間	1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	1.0000	0.9669	3.31
	2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	0.9669	0.8583	11.23
	3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	0.8583	0.9118	6.23
第2特定期間	4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	0.9053	0.8558	5.47
	5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	0.8493	0.7818	7.95
	6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	0.7753	0.4884	37.01
第3特定期間	7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	0.4819	0.4452	7.62
	8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	0.4387	0.4313	1.69
	9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	0.4248	0.5714	34.51
第4特定期間	10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	0.5669	0.5672	0.05
	11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	0.5627	0.6268	11.39
	12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	0.6223	0.6454	3.71
第5特定期間	13期	自 2009年11月11日 至 2010年1月12日	0.6409	0.6837	6.68
	14期	自 2010年1月13日 至 2010年3月10日	0.6792	0.6555	3.49
	15期	自 2010年3月11日 至 2010年5月10日	0.6510	0.6506	0.06
第6特定期間	16期	自 2010年5月11日 至 2010年7月12日	0.6461	0.6260	3.11
	17期	自 2010年7月13日 至 2010年9月10日	0.6215	0.6288	1.17
	18期	自 2010年9月11日 至 2010年11月10日	0.6243	0.6751	8.14
第7特定期間	19期	自 2010年11月11日 至 2011年1月11日	0.6706	0.6928	3.31
	20期	自 2011年1月12日 至 2011年3月10日	0.6883	0.6713	2.47
	21期	自 2011年3月11日 至 2011年5月10日	0.6668	0.6785	1.75
第8特定期間	22期	自 2011年5月11日 至 2011年7月11日	0.6740	0.6914	2.58
	23期	自 2011年7月12日 至 2011年9月12日	0.6869	0.6199	9.75
	24期	自 2011年9月13日 至 2011年11月10日	0.6154	0.6139	0.24
第9特定期間	25期	自 2011年11月11日 至 2012年1月10日	0.6094	0.5874	3.61
	26期	自 2012年1月11日 至 2012年3月12日	0.5829	0.6707	15.06
	27期	自 2012年3月13日 至 2012年5月10日	0.6662	0.6372	4.35
第10特定期間	28期	自 2012年5月11日 至 2012年7月10日	0.6327	0.6205	1.93
	29期	自 2012年7月11日 至 2012年9月10日	0.6160	0.6331	2.78
	30期	自 2012年9月11日 至 2012年11月12日	0.6286	0.6595	4.92
第11特定期間	31期	自 2012年11月13日 至 2013年1月10日	0.6550	0.7621	16.35
	32期	自 2013年1月11日 至 2013年3月11日	0.7576	0.8367	10.44
	33期	自 2013年3月12日 至 2013年5月10日	0.8322	0.9174	10.24

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額、以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1特定期間	1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	74,503,259,142	13,238,542
	2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	6,133,237,903	878,919,522
	3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	1,263,495,456	2,099,830,842
第2特定期間	4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	683,700,818	3,685,992,072
	5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	421,082,829	4,462,646,071
	6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	431,037,248	5,114,575,861
第3特定期間	7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	609,346,613	5,835,065,973
	8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	602,909,891	6,198,165,922
	9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	795,979,078	6,715,532,999
第4特定期間	10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	296,072,199	5,118,925,223
	11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	260,996,098	5,828,700,838
	12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	195,415,542	4,551,378,374
第5特定期間	13期	自 2009年11月11日 至 2010年1月12日	176,512,063	3,536,358,210
	14期	自 2010年1月13日 至 2010年3月10日	149,069,849	1,905,825,021
	15期	自 2010年3月11日 至 2010年5月10日	151,997,035	2,722,928,009
第6特定期間	16期	自 2010年5月11日 至 2010年7月12日	136,461,478	1,749,820,940
	17期	自 2010年7月13日 至 2010年9月10日	133,712,963	2,270,069,847
	18期	自 2010年9月11日 至 2010年11月10日	121,986,907	1,958,409,752
第7特定期間	19期	自 2010年11月11日 至 2011年1月11日	107,906,153	1,977,632,650
	20期	自 2011年1月12日 至 2011年3月10日	92,456,828	1,225,288,728
	21期	自 2011年3月11日 至 2011年5月10日	90,702,894	878,272,528
第8特定期間	22期	自 2011年5月11日 至 2011年7月11日	86,776,672	1,289,370,310
	23期	自 2011年7月12日 至 2011年9月12日	79,455,290	981,967,107
	24期	自 2011年9月13日 至 2011年11月10日	83,932,636	898,287,322
第9特定期間	25期	自 2011年11月11日 至 2012年1月10日	80,771,992	647,583,146
	26期	自 2012年1月11日 至 2012年3月12日	81,627,058	673,128,135
	27期	自 2012年3月13日 至 2012年5月10日	68,944,558	675,416,902
第10特定期間	28期	自 2012年5月11日 至 2012年7月10日	69,788,486	433,437,425
	29期	自 2012年7月11日 至 2012年9月10日	69,433,917	607,553,310
	30期	自 2012年9月11日 至 2012年11月12日	64,866,640	572,481,954
第11特定期間	31期	自 2012年11月13日 至 2013年1月10日	60,420,508	425,527,128
	32期	自 2013年1月11日 至 2013年3月11日	52,221,970	1,044,105,030
	33期	自 2013年3月12日 至 2013年5月10日	38,035,589	1,314,820,391

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

[次へ](#)

(参考情報)

運用実績

(2013年5月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移
当初設定日(2007年11月30日)～2013年5月31日

※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	8,986円
純資産総額	85.88億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第29期	2012年9月
第30期	2012年11月
第31期	2013年1月
第32期	2013年3月
第33期	2013年5月
直近1年間累計	270円
設定来累計	1,515円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ファンドの資産配分

資産の種類	比率
PMA・アジア・ミドルイースト・ファンド	98.4%
スパークス・マネー・マザー・ファンド	0.4%
現金等	1.3%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■組入投資信託証券の資産の状況
(PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド)

通貨別配分

通貨	比率
1 香港・ドル	24.0%
2 韓国・ウォン	16.3%
3 オーストラリア・ドル	15.3%
4 台湾・ドル	15.1%
5 シンガポール・ドル	8.8%
その他	20.5%
合計	100.0%

業種別配分

業種	比率
1 金融	22.9%
2 電気通信サービス	17.9%
3 情報技術	13.7%
4 資本財	13.4%
5 一般消費財	12.5%
その他	19.6%
合計	100.0%

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

地域・国別配分

地域	国名	比率	比率
アジア太平洋	韓国	16.3%	83.6%
	オーストラリア	15.3%	
	台湾	15.1%	
	香港	12.1%	
	その他	24.8%	
中東	UAE	4.0%	9.8%
	サウジアラビア	2.9%	
	カタール	1.5%	
	モロッコ	0.9%	
	その他	0.5%	
現金等	—	6.6%	6.6%
合計		100.0%	100.0%

※スパークス・アジアの内部データを元に、スパークス・アセット・マネジメントが作成。

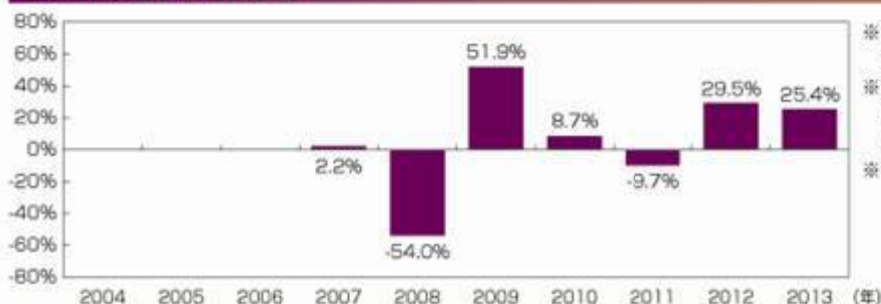
※比率はPMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドを100%とした場合の構成比です。

※P-NOTEやADR等に投資している銘柄の通貨は、現地通貨ベースで算出しています。

P-NOTEとは、株式や株値指数の価格変動に運用成果が連動する債券のことです。

ADRとは、主に米国で取引される、株式を代替する預託証券のことです。

年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2007年は設定日(2007年11月30日)から年末までの収益率、2013年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込

毎営業日に販売会社で購入申込いただけます。

購入申込単位は販売会社が別に定める単位とします。

購入申込不可日

販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は購入（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。

- ・ 香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日等
- ・ 英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日
- ・ ケイマンの銀行休業日

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 購入申込時限

平成25年2月13日から平成26年2月10日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

購入申込の受付は、原則として、午後3時までとします。

当該受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の受付とします。

(3) 購入申込に係る制限

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込（スイッチングを含みます。）に対して制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

(5) 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。「スイッチング」による購入申込の場合、手数料はかかりません。「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する期日までに購入代金を販売会社にお支払ください。

- * 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金申込

換金申込

毎営業日に販売会社で換金申込ができます。

換金申込の単位は、販売会社が別に定める単位とします。

換金申込不可日

販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は換金（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。

- ・ 香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日等
- ・ 英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日
- ・ ケイマンの銀行休業日

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 換金申込時限

換金申込の受付は、原則として、午後3時までとします。

当該受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の受付とします。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込（スイッチングを含みます。）の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

- * 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

<お申込不可日>

香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、

ケイマンの銀行休業日等（以下「海外市場の休業日」といいます。）には、購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を行いません。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

「海外市場の休業日」は以下の通りです。（2013年2月から2014年3月までを掲載）

年	月	海外市場の休業日
2013年	2月	12日, 13日
	3月	29日
	4月	1日, 4日
	5月	1日, 17日, 20日, 22日, 27日
	6月	12日, 17日
	7月	1日
	8月	26日
	9月	20日
	10月	1日
	11月	11日
	12月	25日, 26日
2014年	1月	27日, 31日
	2月	3日
	3月	5日

上記スケジュールは2013年1月18日現在において知りうる暦によるものであり、祝祭日に変更があった場合は、上記スケジュールが変更になる場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。

基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：アジ中東）他、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）および委託会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
 【ホームページ】<http://www.sparx.co.jp/>
 【電話番号】 03-6711-9200
 （受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成19年11月30日（当初設定日）から平成29年11月10日までとします。

ただし、下記（5）その他 ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日とすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日と

し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年6回の決算時（原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日、休業日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。安定した分配を継続して行うことを目指しますが、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

*原則として、収益分配金は税金を差し引かれた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【その他】

ファンドの償還条件

- イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ロ．委託者は、イの事項に従い、信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．ロの書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．ロの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ホ．ロからニまでの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ロからニまでに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ヘ．委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。
- ト．委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

運用報告書

委託会社は、毎年5月と11月に到来するファンドの計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

信託約款の変更

- イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ．委託者は、イの事項（イの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限りま
す。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。こ
の場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由な
どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書
面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．ロの書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する
ときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の
口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を
行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二．ロの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権
の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．ロからホまでの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案
につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと
ときには適用しません。
- ト．イからへの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって
も、当該併合にかかると又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合
は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合に
は、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段
の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれ
と同様とします。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有
します。

収益分配金は税引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記
録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間
請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

繰上償還または約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者
は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日
時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求す
ることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- 4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当期（平成24年11月13日から平成25年5月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年11月12日現在)	当期 (平成25年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	354,692,904	205,726,520
投資証券	7,922,998,594	8,762,263,216
親投資信託受益証券	33,528,525	33,538,472
未収入金	-	181,240,000
未収利息	583	169
流動資産合計	8,311,220,606	9,182,768,377
資産合計	8,311,220,606	9,182,768,377
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	56,412,597	44,560,611
未払解約金	29,707,166	83,875,653
未払受託者報酬	524,556	543,503
未払委託者報酬	12,289,602	12,733,529
その他未払費用	1,229,527	1,104,637
流動負債合計	100,163,448	142,817,933
負債合計	100,163,448	142,817,933
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 12,536,132,701	¹ 9,902,358,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 4,325,075,543	² 862,407,775
（分配準備積立金）	22,826,465	26,730,358
元本等合計	8,211,057,158	9,039,950,444
純資産合計	8,211,057,158	9,039,950,444
負債純資産合計	8,311,220,606	9,182,768,377

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日	当期 自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
営業収益		
受取配当金	194,742,700	162,742,700
受取利息	84,558	89,732
有価証券売買等損益	291,969,607	3,007,944,569
営業収益合計	486,796,865	3,170,777,001
営業費用		
受託者報酬	1,554,524	1,626,695
委託者報酬	36,420,263	38,111,137
その他費用	3,609,852	3,385,450
営業費用合計	41,584,639	43,123,282
営業利益	445,212,226	3,127,653,719
経常利益	445,212,226	3,127,653,719
当期純利益	445,212,226	3,127,653,719
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	302,013	96,068,062
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,122,530,698	4,325,075,543
剰余金増加額又は欠損金減少額	605,171,806	620,484,976
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	605,171,806	620,484,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,398,998	39,766,494
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,398,998	39,766,494
分配金	1 176,227,866	1 149,636,371
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,325,075,543	862,407,775

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期	
	自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)「投資証券」 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。 (2)「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として投資信託受益証券、もしくは投資証券の収益分配金落ち日において、収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	
3. その他	当ファンドは、原則として毎年5月10日および11月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日であるため、当特定期間を平成24年11月13日から平成25年5月10日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(平成24年11月12日現在)	(平成25年5月10日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	12,536,132,701口	9,902,358,219口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	4,325,075,543円	862,407,775円
3 1口当たり純資産額	0.6550円	0.9129円
(1万口当たり純資産額)	(6,550円)	(9,129円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日			当期 自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日		
1 分配金の計算過程 平成24年7月10日における分配対象収益 89,339,309円のうち、61,118,403円（1万口 当たり45円）を分配しております。			1 分配金の計算過程 平成25年1月10日における分配対象収益 89,716,599円のうち、54,769,617円（1万口 当たり45円）を分配しております。		
項目			項目		
費用控除後の配当 等収益額	A	52,830,347 円	費用控除後の配当 等収益額	A	58,441,031 円
費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	9,973,448 円	収益調整金額	C	9,220,482 円
分配準備積立金額	D	26,535,514 円	分配準備積立金 額	D	22,055,086 円
当ファンドの分配 対象収益額 （A+B+C+D）	E	89,339,309 円	当ファンドの分 配対象収益額 （A+B+C+D）	E	89,716,599 円
当ファンドの期末 残存口数	F	13,581,867,408 口	当ファンドの期 末残存口数	F	12,171,026,081 口
10,000口当たり収 益分配対象額 （E/F×10,000）	G	65.78 円	10,000口当たり 収益分配対象額 （E/F×10,000）	G	73.71 円
10,000口当たり分 配金額	H	45.00 円	10,000口当たり 分配金額	H	45.00 円
収益分配金金額	I	61,118,403 円	収益分配金金額	I	54,769,617 円
平成24年9月10日における分配対象収益 88,116,866円のうち、58,696,866円（1万口 当たり45円）を分配しております。			平成25年3月11日における分配対象収益 85,439,268円のうち、50,306,143円（1万口 当たり45円）を分配しております。		
項目			項目		
費用控除後の配当 等収益額	A	61,013,828 円	費用控除後の配当 等収益額	A	53,337,576 円
費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	9,667,873 円	収益調整金額	C	8,573,040 円
分配準備積立金額	D	17,435,165 円	分配準備積立金 額	D	23,528,652 円
当ファンドの分配 対象収益額 （A+B+C+D）	E	88,116,866 円	当ファンドの分 配対象収益額 （A+B+C+D）	E	85,439,268 円
当ファンドの期末 残存口数	F	13,043,748,015 口	当ファンドの期 末残存口数	F	11,179,143,021 口
10,000口当たり収 益分配対象額 （E/F×10,000）	G	67.55 円	10,000口当たり 収益分配対象額 （E/F×10,000）	G	76.43 円
10,000口当たり分 配金額	H	45.00 円	10,000口当たり 分配金額	H	45.00 円

収益分配金金額	I	58,696,866 円
---------	---	--------------

平成24年11月12日における分配対象収益88,624,793円のうち、56,412,597円（1万口当たり45円）を分配しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	60,349,728 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	9,385,731 円
分配準備積立金額	D	18,889,334 円
当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	88,624,793 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,536,132,701 口
10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	70.70 円
10,000口当たり分配金額	H	45.00 円
収益分配金金額	I	56,412,597 円

収益分配金金額	I	50,306,143 円
---------	---	--------------

平成25年5月10日における分配対象収益78,965,188円のうち、44,560,611円（1万口当たり45円）を分配しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,844,213 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	7,674,219 円
分配準備積立金額	D	23,446,756 円
当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	78,965,188 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,902,358,219 口
10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	79.74 円
10,000口当たり分配金額	H	45.00 円
収益分配金金額	I	44,560,611 円

（金融商品に関する注記）

（１）金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2．金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2.有価証券関係」の通りであります。 ・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A)市場リスク ・株価等変動リスク ・金利変動リスク ・為替変動リスク B)流動性リスク C)信用リスク
3．金融商品に係るリスク管理体制	弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日	自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

区分	前期 自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日	当期 自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
期首元本額	13,945,516,347円	12,536,132,701円
期中追加設定元本額	204,089,043円	150,678,067円
期中一部解約元本額	1,613,472,689円	2,784,452,549円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
	前期 (平成24年11月12日現在)	当期 (平成25年5月10日現在)
投資証券	338,694,950	802,951,030
親投資信託受益証券	6,632	3,316
合計	338,701,582	802,954,346

注）当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、最終の計算期間である第30期（平成24年9月11日から平成24年11月12日）、及び第33期（平成25年3月12日から平成25年5月10日）に含まれた評価差額を表示しております。

3．デリバティブ取引関係

前期 自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日	当期 自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成25年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成25年5月10日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・ エクイティ・インカム・ファンド	961,618	8,762,263,216	
合計		961,618	8,762,263,216	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	スパークス・マネー・マザーファン ド	33,157,165	33,538,472	
合計		33,157,165	33,538,472	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成24年11月12日現在)	(平成25年5月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,539,858	13,550,772
国債証券		19,998,415	19,999,016
未収利息		22	11
流動資産合計		33,538,295	33,549,799
資産合計		33,538,295	33,549,799
純資産の部			
元本等			
元本	1	33,167,824	33,167,824
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		370,471	381,975
元本等合計		33,538,295	33,549,799
純資産合計		33,538,295	33,549,799
負債純資産合計		33,538,295	33,549,799

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成24年11月13日 至 平成25年5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

区 分	(平成24年11月12日現在)	(平成25年5月10日現在)
1. 期首	平成24年5月11日	平成24年11月13日
期首元本額	33,167,824 円	33,167,824 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	- 円	- 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	- 円	- 円
計算期間末日における元本の内訳		
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）	33,157,165 円	33,157,165 円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）	10,659 円	10,659 円
（合計）	33,167,824 円	33,167,824 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	33,167,824 口	33,167,824 口
3. 1口当たり純資産額	1.0112 円	1.0115 円
（1万口当たり純資産額）	(10,112 円)	(10,115 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年5月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第350回国庫短期証券	10,000,000	9,999,550	
	第354回国庫短期証券	10,000,000	9,999,466	
合計		20,000,000	19,999,016	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報 / 「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」）

■ 組入資産の明細（2013年5月9日現在）（1）外国株式等

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(オーストラリア市場)		百株	千豪ドル	千円	
Astro Japan Property Trust	1,237	487	49,311	不動産投資信託	
Australia and New Zealand Banking Group Ltd (ANZ)	474	1,450	146,733	主要銀行	
SP Ausnet	10,083	1,316	133,136	電力	
TABCORP Holdings Ltd	4,357	1,560	157,811	カジノ・ギャンブル	
Telstra Corp Ltd	7,854	3,951	399,728	主要通信	
Transurban Group	4,153	2,865	289,912	その他輸送	
Westfield Group REIT	1,875	2,220	224,575	不動産投資信託	
Westfield Retail Trust REIT	4,599	1,550	156,826	不動産投資信託	
小計	株数、金額	34,631	15,398	1,558,031	
	銘柄数<比率>	8銘柄		<17.7%>	
(香港市場)		百株	千香港ドル	千円	
AAC Technologies Holdings Inc	1,450	5,793	73,783	通信機器	
AIA Group Ltd	4,152	14,802	188,533	生命・健康保険	
Anhui Expressway Co Ltd	7,400	3,315	42,226	その他輸送	
China Mobile Ltd	720	6,188	78,822	無線通信	
China Resources Power Holdings Co Ltd	5,800	14,732	187,643	電力	
Digital China Holdings Ltd	3,840	4,047	51,552	電化製品卸売業	
Guangdong Investment Ltd	19,000	14,345	182,714	コングロマリット	
Guangzhou R&F Properties Co Ltd H Shrs	1,100	1,608	20,484	不動産開発	
Haier Electronics Group Co Ltd	3,800	5,031	64,083	電化製品	
Hang Lung Group Ltd	380	1,750	22,289	不動産開発	
Jiangsu Expressway Co Ltd H Shrs	20,000	18,120	230,796	その他輸送	
Power Assets Holdings Ltd	3,865	29,838	380,047	電力	
Smar Tone Telecommunications Holdings Ltd	2,500	3,535	45,026	無線通信	
Soho China Ltd	15,065	10,350	131,825	不動産開発	
ZTE Corp H Shrs	4,809	6,752	86,002	通信機器	
Zhejiang Expressway Co Ltd H Shrs	41,200	27,110	345,298	その他輸送	
小計	株数、金額	135,081	167,316	2,131,124	
	銘柄数<比率>	16銘柄		<24.3%>	
(韓国市場)		百株	千韓国ウォン	千円	
Grand Korea Leisure Co Ltd	489	1,743,945	157,994	カジノ・ギャンブル	
KIA Motors Corp	199	1,070,831	97,013	自動車	
KT Corp	855	3,282,816	297,409	主要通信	
KT&G Corp	158	1,269,853	115,043	タバコ	
Korean Reinsurance Co	1,350	1,471,653	133,326	総合保険	
Samsung Electronics Co Ltd	19	2,940,615	266,407	電化製品	
小計	株数、金額	3,069	11,779,713	1,067,192	
	銘柄数<比率>	6銘柄		<12.1%>	
(マレーシア市場)		百株	千マレーシアリンギット	千円	
AirAsia	7,730	2,327	77,406	旅客航空輸送業	
Malayan Banking	2,588	2,583	85,930	地方銀行	
Telekom Malaysia	2,600	1,435	47,747	主要通信	
小計	株数、金額	12,918	6,345	211,083	
	銘柄数<比率>	3銘柄		<2.4%>	
(フィリピン市場)		百株	千フィリピンペソ	千円	
Philippine Long Distance Telephone Co (MANI)	173	53,782	130,178	主要通信	
小計	株数、金額	173	53,782	130,178	
	銘柄数<比率>	1銘柄		<1.5%>	
(シンガポール市場)		百株	千シンガポールドル	千円	
CDL Hospitality Trust	2,560	503	40,486	不動産投資信託	
CapitaMall Trust REIT	9,635	2,274	183,005	不動産投資信託	
Fraser's Commercial Trust (REIT)	5,550	860	69,235	不動産投資信託	
Global Logistic Properties Ltd	5,590	1,616	130,020	不動産開発	
Religare Health Trust REIT	7,300	715	57,577	投資信託・投信	
Sembcorp Marine Ltd	2,640	1,159	93,275	建設・農業機械	
Suntec REIT	15,090	2,867	230,750	不動産投資信託	
小計	株数、金額	48,365	9,994	804,347	
	銘柄数<比率>	7銘柄		<9.2%>	
(シンガポール市場・米ドル建て)		百株	千米ドル	千円	
Hongkong Land Holdings Ltd	990	740	73,095	不動産開発	
小計	株数、金額	990	740	73,095	
	銘柄数<比率>	1銘柄		<0.8%>	
(台湾市場)		百株	千台湾ドル	千円	
Chunghwa Telecom Co Ltd	9,212	88,439	297,233	主要通信	
Gigabyte Technology Co Ltd	2,620	49,001	164,687	娯楽用品	
Gigabyte Technology Co Ltd	6,950	19,286	64,819	電気部品	
Lite-On Technology Corp	6,201	32,492	109,203	コンピュータ周辺機器	
Quanta Computer Inc	3,840	24,000	80,661	コンピュータ・ハードウェア	
Taiwan Cement Corp	5,700	22,316	75,000	建設資材	
Taiwan Fertilizer Co Ltd	1,600	11,712	39,363	農業	
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	9,540	109,710	368,722	半導体	
Wistron Corp	13,895	41,061	138,000	コンピュータ・ハードウェア	
小計	株数、金額	59,559	398,017	1,337,686	
	銘柄数<比率>	9銘柄		<15.2%>	
合計	株数、金額	294,786		7,312,736	
	銘柄数<比率>	51銘柄		<83.2%>	

- (注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。
- (注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。
- (注3) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

(2) 株価連動証券

銘柄	種 類	額面/証券数	評 価 額		原 証 券 情 報	
			外貨建金額	基準通貨建金額	市 場	業 種
		千	千米ドル	千円		
Deutsche (Kangwon Land Inc) P Note 12/04/2017	Participation Notes	126	3,767	372,338	韓国	カジノ・ギャンブル
Deutsche Bank (Air Arabia) Wts 07/31/2017	Equity Warrants	2,578	751	74,234	ドバイ	旅客航空輸送業
Deutsche Bank (Emirates NBD PJSC) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	473	694	68,550	ドバイ	地方銀行
Deutsche Bank (Etihad Etisalat Co) CWts 09/27/2016	Equity Warrants	136	2,912	287,798	サウジアラビア	無線通信
Deutsche Bank (First Gulf Bank) CWts 02/11/2019	Equity Warrants	385	1,516	149,843	アブダビ	地方銀行
Deutsche Bank (Moroc Telecom (CAS)) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	60	789	77,996	カサブランカ	主要通信
Deutsche Bank (Qatar Electricity & Water Co) CWts 04/14/2017	Equity Warrants	37	1,459	144,218	カタール	電力
Deutsche Bank London (Tamweel) 03/01/2017	Equity Warrants	2,080	719	71,073	ドバイ	銀行・クレジット
Merrill Lynch (National Bank of Kuwait) CWts 12/10/2015	Equity Warrants	195	665	65,713	クウェート	地方銀行
合 計	株 数、金 額	6,070	13,272	1,311,763		
	銘柄数<比率>	9銘柄		<14.9%>		

- (注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。
- (注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。
- (注3) 原証券情報は、各株価連動証券が値動きを参照している株式銘柄の情報を掲載しています。
- (注4) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成25年5月31日現在)

資産総額	8,719,154,784 円
負債総額	131,646,378 円
純資産総額(-)	8,587,508,406 円
発行済口数	9,556,172,896 口
1口当たり純資産額(/)	0.8986 円

(参考) スパークス・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	33,550,513 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	33,550,513 円
発行済口数	33,167,824 口
1口当たり純資産額(/)	1.0115 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年5月末日現在）

資本金	2,500,000,000円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株
最近5年間における資本の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成25年5月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) 当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行います。

2) 意思決定プロセス

イ．運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ．ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

1) 投資顧問業

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継しました。

2) 投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継しました。

委託者の運用する投資信託は平成25年5月31日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
----	----	-----------

追加型株式投資信託	21	534
追加型証券投資信託	4	133
合計	25	667

3) 第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)		当事業年度 (平成25年 3 月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		1,720		2,374
預託金		502		500
未収委託者報酬		178		130
未収投資顧問料		323		279
前払費用		39		26
未収収益		35		24
未収入金		12		3
貸倒引当金		-		0
その他		7		5
流動資産合計		2,821		3,342
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	0	2	77
工具、器具及び備品	2	0	2	17
建設仮勘定		0		-
有形固定資産合計		0		94
無形固定資産				
ソフトウェア		10		4
無形固定資産合計		10		4
投資その他の資産				
差入保証金		6		27
投資その他の資産合計		6		27
固定資産合計		17		127
資産合計		2,839		3,469
(負債の部)				
流動負債				
預り金		14		11
未払手数料		45		38
その他未払金	3	115	3	323
未払法人税等		6		30
前受金		-		194
経営構造改革関連損失引当金		43		-
流動負債合計		226		598
固定負債				
資産除去債務		-		37
繰延税金負債		-		12
固定負債合計		-		49
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		226		647
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金		104		104
その他資本剰余金		499		499
資本剰余金合計		603		603

利益剰余金		
利益準備金	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	636	426
利益剰余金合計	490	281
株主資本合計	2,613	2,822
純資産合計	2,613	2,822
負債純資産合計	2,839	3,469

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,004	593
投資顧問料収入	1,030	1,015
受入手数料	150	559
その他営業収益	4	4
営業収益計	2,191	2,172
営業費用		
支払手数料	275	250
広告宣伝費	1	2
調査費	197	149
委託計算費	71	23
営業経費		
通信費	17	14
印刷費	1	2
協会費	5	5
諸会費	3	1
その他	3	2
営業費用計	576	453
一般管理費		
給料	835	666
役員報酬	106	67
給料・手当	725	534
賞与	3	65
旅費交通費	67	53
事務委託費	1 381	1 308
業務委託費	209	237
不動産賃借料	229	83
租税公課	14	15
固定資産減価償却費	42	22
交際費	6	6
諸経費	64	49
一般管理費計	1,850	1,444
営業利益又は営業損失（ ）	236	275
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	-	62
雑収入	1	2
営業外収益計	1	65
営業外費用		
支払利息	0	-
為替差損	10	-
雑損失	0	5
営業外費用計	11	5
経常利益又は経常損失（ ）	246	334
特別損失		
経営構造改革関連損失	2 174	-
特別損失合計	174	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	421	334
法人税、住民税及び事業税	2	113
法人税等調整額	-	12
法人税等合計	2	125

当期純利益又は当期純損失（ ）

423

209

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,500	2,500
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	104	104
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	104	104
その他資本剰余金		
当期首残高	499	499
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	499	499
資本剰余金合計		
当期首残高	603	603
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	603	603
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	145	145
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	212	636
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	636	426
利益剰余金合計		
当期首残高	67	490
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	490	281
株主資本合計		
当期首残高	3,036	2,613
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	2,613	2,822
純資産合計		
当期首残高	3,036	2,613
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	423	209

事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	2,613	2,822

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度への影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5 2．有形固定資産の減価償却累計額 建 物 64百万円 工具、器具及び備品 147百万円 3．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 - 百万円	1．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5 2．有形固定資産の減価償却累計額 建 物 9百万円 工具、器具及び備品 6百万円 3．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 159百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)						
1．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 311百万円	1．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 233百万円						
2．当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。							
<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>本社資産</td><td>建物 工具、器具及び 備品</td><td>東京都品川区</td></tr></table>		用途	種類	場所	本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区
用途	種類	場所					
本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区					
資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。 上記資産については、当社の本社移転に伴い、有形固定資産のうち移転後に使用見込みのない資産について、当事業年度末未償却残高の全額（64百万円）を保守的に、減損損失として経営構造改革関連損失に含めて特別損失に計上しております。							

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年 6 月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年 3 月31日	平成25年 7 月14日

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,720	1,720	-
(2) 預託金	502	502	-
(3) 未収委託者報酬	178	178	-
(4) 未収投資顧問料	323	323	-
(5) 未収収益	35	35	-
資産計	2,761	2,761	-
(1) 未払手数料	45	45	-
(2) その他未払金	115	115	-
負債計	161	161	-

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	1,720	-	-	-
預託金	502	-	-	-
未収委託者報酬	178	-	-	-
未収投資顧問料	323	-	-	-
未収収益	35	-	-	-
合計	2,761	-	-	-

当事業年度（平成25年 3 月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,374	2,374	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	130	130	-
(4) 未収投資顧問料	279	279	-
(5) 未収収益	24		
貸倒引当金 (* 1)	0		
	23	23	-
資産計	3,307	3,307	-
(1) 未払手数料	38	38	-
(2) その他未払金	323	323	-
負債計	361	361	-

(* 1) 未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項。

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,374	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	130	-	-	-
未収投資顧問料	279	-	-	-
未収収益	24	-	-	-
合計	3,308	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	268百万円	250百万円
資産除去債務	-	13
未確定債務否認	44	5
金融商品取引責任準備金	0	0
その他の税務調整項目	2	29
繰延税金資産小計	315	298
評価性引当額	315	298
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	-	12
繰延税金負債合計	-	12
繰延税金負債の純額	-	12

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。また、当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成25年 3 月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	パミューダ	その他	合計
1,363	465	337	25	2,191

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア（注）1 .	368	投信投資顧問業
A社（注）2 .	352	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	337	投信投資顧問業

（注）1 . 営業収益の10%を超える当ファンドの最終受益者は存在しておりません。

2 . A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	パミューダ	アジア	その他	合計
1,109	519	264	264	14	2,172

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	411	投信投資顧問業
B社（注）	264	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	264	投信投資顧問業

（注）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

〔 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

〔 関連当事者情報 〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 関連当事者との取引

（ 1 ）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,451	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ 管理会社 役員の兼務あり	業務委託 (注1)	311	未収入金 (注2)	10
							資金の 借入	1,500	-	-
							資金借入 の返済	1,500	-	-
							利息の 支払 (注1)	0	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2）業務委託料について概算額で精算を行っており、事業年度末において支払金額が過大となったため、未収入金が発生しております。

（注3）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（ 2 ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	264	未収投資顧問料	125
						販売会社	手数料の受取 (注1)	68	未収収益	14
	Fairchild Advisors Limited	ケイマン諸島	0	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取 (注1)	6	-	-
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	0	未収投資顧問料	0
						販売会社	手数料の受取 (注1)	8	未収収益	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,456	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1)	233	未払金	68
							運用報酬等の受取 (注1)	5	未収投資顧問料	6
							金銭貸付 (注2)	400	-	-
							金銭貸付の返済 (注2)	400	-	-
							利息の受取 (注2)	0	-	-
							連結納税による個別帰属額	89	未払金	89

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2）金銭貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注3）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	213	未収投資顧問料	41
						販売会社	手数料の受取 (注1)	46	未収収益	10
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	3	未収投資顧問料	1
						販売会社	手数料の受取 (注1)	2	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1株当たり純資産額 52,261円33銭	1株当たり純資産額 56,446円17銭
1株当たり当期純損失金額（ ） 8,473円94銭	1株当たり当期純利益金額 4,184円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成24年 3 月31日)	当事業年度末 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	2,613	2,822
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	2,613	2,822
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	423	209
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	423	209
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分）

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月17日開催の第7回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1 資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分の目的

今後の資本政策における機動性を確保する等のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額104,750,556円全額及び利益準備金の額145,249,444円全額をそれぞれ減少し、資本準備金についてはその他資本剰余金に振り替え、また利益準備金についてはその他利益剰余金に振り替えることといたしました。

また、上記振り替え後のその他資本剰余金281,610,160円を、会社法第452条の規定に基づきその他利益剰余金に振り替え、繰越損失（繰越利益剰余金のマイナス）を一掃した上で、その他資本剰余金を原資として、期末配当を行うことといたしました。

2 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

（1） 資本準備金の額の減少

減少する準備金の額 資本準備金の全額 104,750,556円

増加する剰余金の額 その他資本剰余金 104,750,556円

効力発生日 平成25年7月14日（予定）

（2） 利益準備金の額の減少

減少する準備金の額 利益準備金の全額 145,149,444円

増加する剰余金の額 その他利益剰余金 145,149,444円

効力発生日 平成25年7月14日（予定）

3 剰余金処分の内容

（1） 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 281,610,160円

（2） 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 281,610,160円

4 剰余金の配当の内容

（1） 配当財産の種類

金銭といたします。

（2） 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり5,500円

配当総額 275,000,000円

（3） 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年7月14日（予定）

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

平成25年6月17日開催の定時株主総会にて、定時株主総会の招集時期を「毎年6月」から「毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内」とする旨の定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成25年5月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成25年5月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称 S M B C 日興証券株式会社

資本金の額 100億円（平成25年5月末日現在）

事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支

払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社：該当事項はありません。

販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成24年11月19日	臨時報告書
平成25年1月18日	臨時報告書
平成25年2月12日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成25年3月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 英 公一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成24年11月13日から平成25年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適切に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成25年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 雅 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

